

**児童虐待を中心とした
学校と児童相談所の連携の実際
－各機関への聞き取り調査からの考察－**

京都教育大学大学院 連合教職実践研究科
教職実践専攻 生徒指導力高度化コース
1 5 6 0 4 7 鈴木 康大

児童虐待を中心とした
学校と児童相談所の連携の実際
ー各機関への聞き取り調査からの考察ー

鈴木 康大

生徒指導力高度化コース

要約：今日、児童虐待問題をはじめとして学校と児童福祉機関との連携は一層重視される。本研究では特に学校と児童相談所（以下、児相）の連携に関わる思いや課題を明確にし、学校に求められる役割を分析した。

調査は小学校・児童相談所・児童養護施設の各機関から現場経験の豊富な計5名に聞き取りを行い、分析を行った。この結果、学校により連携の課題があるかどうかの認識が異なり、その背景には家庭や地域の特色が大きく関係していることが分かった。

また、連携に際しての課題は学校側だけでなく児相側にも存在することが明らかとなった。学校側には児相の機能を把握しきれずどこまでも問題を抱え込もうとする側面があり、児相側には職員の児童対応の専門性が不安定であることが課題となる。これらのことから機能的な連携には互いの役割を明確化したうえで相手が求めることを理解し、情報共有を一步超えた働きかけが必要だと考えた。

キーワード：児童虐待 学校 児童相談所 連携

はじめに

今日、教育現場における児童福祉に関する問題は山積している。また逆に児童福祉現場における課題も多いだろう。例えばその問題の一端として「児童虐待」がある。児童虐待に関してこれまでの児童福祉法が有機的に機能していないことや1994年に「子どもの権利条約」¹⁾が批准されたことを背景に「児童虐待の防止等に関する法律」²⁾が2000年に制定され、17年経つ。その間に二度の改正を経て、子どもの異変を発見しやすい学校教職員などが、通告の義務などにより子どもの利益を最優先するという意識が強調されたが、学校で虐待を受けたと思われる児童を発見した時の教員や学校は、果たして児相をはじめとする各児童福祉機関と積極的に連携できているだろうか。むしろ、学校だけで解決しようと対応し、また家庭との信頼関係を意識しすぎた結果、かえって問題が深刻化してしまう現状があるのではない

だろうか。

一方で、連携に関して学校側だけに課題があるとは考えにくい。児童福祉機関側の課題や学校との考え方の違いを含め、連携の現状と課題克服のポイントを考えることも必要である。それは連携を強化することを義務づけたとしても、それを実行するのは現場の人間であることから、両者の思いが相容れないことが課題の要因でもあり、また改善のポイントになると考えるからだ。

平成2年から厚生労働省(以下、厚労省)が公表している、全国の児相が対応した児童虐待対応件数^{図1)}を見るに児童虐待の件数は急増し、学校と児童福祉機関の連携の必要性はますます高まっていると言える。複雑な社会環境を背景に、家庭の教育力の低下が指摘されている中、そこから生み出される問題に直面した際に学校はどう対応していくべきかを、児相をはじめとする関係機関との機能的な連携の視点から今一度考察する必要がある。

考察の際に重要なのは、そうした連携の現状を現場の目線で汲みあげることだと考える。本研究では学校と児相の連携を中心に、学校と児童福祉機関の思いや機体を明らかにするため、各機関で現状をよく知る教職員へ半構造化面接による聞き取りを行った。

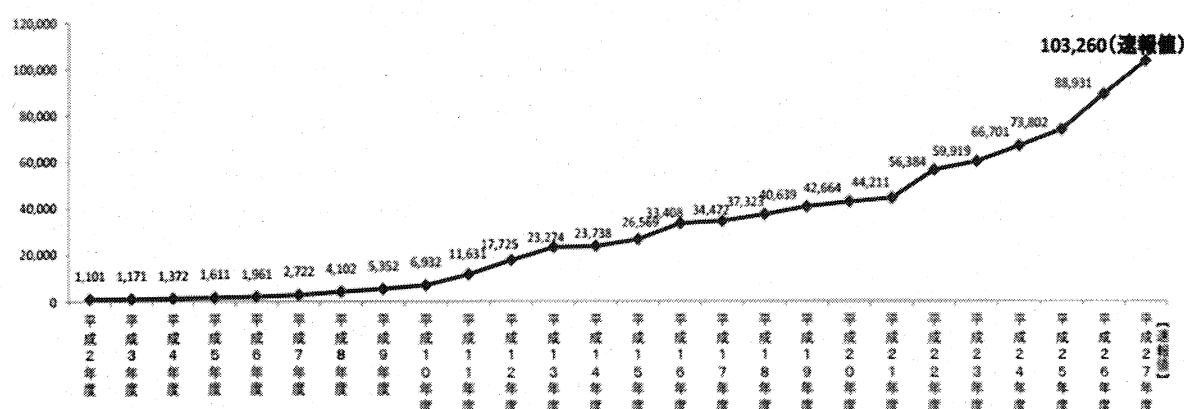


図1) 児童虐待相談対応件数の推移(厚労省 HP) 平成27年度速報値

第1章 児童虐待の定義と現状

第1節 虐待の定義

児童虐待に関して社会の意識が一層高まったきっかけは2000年に制定・施行された「児童虐待の防止等に関する法律」の存在が大きいであろう。この法律により虐待が著しい人権侵害であり、虐待を早期発見・通告し、保護するなどして子どもの人権を守ることは国や地方公共団体の責務であることが示された。また、これまで曖昧だった児童虐待の定義が明確

化された。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類^{図2)}が虐待行為であり、これを保護者（未成年後見人以外の親権を行う者）が、監護する18歳未満の子どもに対して行った場合に「児童虐待」とみなされる。

また相模原市は、児童虐待の発生しやすい背景について言及している。それによると児童虐待は、子どもの状況（行動面・生育上の問題）、保護者の状況（養育上の不安・保護者の資質・夫婦関係）、養育環境（経済的困窮・家庭の状況・地域との関係）といった様々な問題が複合的に絡み合っているとしている³⁾。複雑な社会構造に根差したこの問題は、決して特殊なものではなく今日どの家庭にも起こりうる事が分かる。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になるっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

図2) 児童虐待の種類(厚労省HPを参考に作成)

第2節 児童虐待の現状

次に虐待の現状を確認したい。厚労省による平成27年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は10万件を超え、調査を開始した平成2年から毎年増加している。その内訳^{図3)}を見ると、虐待の種類は心理的虐待と身体的虐待が多く、虐待者はほぼ実母と実父である。また被害児童は小学生以下の年齢に集中していることが分かる。

ただしこの数値に関しては昔より今の方が児童虐待が起こりやすいことを示しているとは考えにくい。それは児童虐待相談対応件数が「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されたころから急激に増加していることから、今まで児童虐待と認知されていなかったケースが虐待だと判明し、通告数が増えただけで児童虐待数の実数は変わらないとも考えられるからである。

種類	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
	29.4%	1.7%	25.2%	43.6%

虐待者	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他
	34.5%	6.3%	52.4%	0.8%	6.1%

被虐待者	0歳～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生
	19.7%	23.8%	34.5%	14.1%	7.9%

図 3) 平成 26 年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数の内訳 (厚労省 HP を参考に作成)

また、これら厚労省の公表するデータの信ぴょう性について、児童虐待に詳しい野村知二(2003)は疑問を投げかけている。それは児相の児童虐待相談の受付システムや児相職員の意図により、多重に数えられたり(1件のケースを複数の人物が通告するなど)⁴⁾、無理やり虐待ケースとして扱ったり(施設入所の優先度を上げるため)⁵⁾といったケースがあるとしている。子どもの学校外教育を研究する圓入智仁(2013)はこの件に関し、全ての児相がそういった計算をしているわけではないが、統一されていない現状があるとしている⁶⁾。

第 2 章 児童虐待をめぐる学校と関係機関との連携

児童虐待への対策として文部科学省は『「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について』⁷⁾の中で、児童虐待の早期発見と児童の適切な保護のために関係機関との連携を日頃から十分に行うことを明記している。関係機関とは教育関係として学校(幼稚園を含む)、教育委員会、教育相談センター、社会教育施設などが想定されており、福祉機関として児相、福祉事務所、児童福祉施設、保健所等がある。また警察等とも同様に連携をとることが望まれる。

子どもの異変の把握から関係機関につなぐまでの基本的な流れを、学校を中心に確認すると以下ようになる。まず学校は要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)、民生委員会、家庭児童相談室(地域によって呼称が異なる)等と日頃から連携を行い、特に注意が必要な児童と家庭の情報を受け取っている。児童や家庭に配慮しながら、相談などがあつた場合は対応を行い、支援していく。また、学校毎に時期の違いはあるものの、定期的に児相や警察との情報交換を行う。そして児童に虐待などの疑いがあると思われる場合はケース会議を開き、要対協を通じて児相への通告に至る。通告の後は児相の判断で家庭での経過観察か一時保護かの処遇が決まり、子どもや家庭との関わりを保ちながら支援を続けていく。窓口はこれも学校によって異なるが、主に教頭や生徒指導部主任、養護教諭等が担うことが多い。また近年 SC や SSW との連携も重視され、連携の流れを支援したり、心理面からのケアや、学

校では対応しにくい個の対応で子どもや家庭、時に教職員を支える役割を担っている。

この連携ということに関して、蓮尾直美ら(2012)の研究では、学校と児相の連携に際し、学校の児童虐待への関心は高いものの、連携に対する消極的な姿勢や児相の構造に対する理解の不足を大きな課題として挙げている⁸⁾。特に学校は「保護者との信頼関係が壊れる」ことや、「家庭のことには関与できない・すべきではない」という考えが強く、児相側の「いざという時には子どもの最善の利益を優先し、強制介入も辞さない」という考えと相違する点を強調している。そのことを受け、学校は「保護者との信頼関係」と「子どもの利益」が相反する時、どちらを優先すべきか整理し、組織として対応するための体制作りを進めていくべきだとしている。ただしこの研究は学校教員の意識を主に扱っており、児相の課題の考察やその他関係機関の視点は示されていない。

第3章 研究の目的と方法

本研究では、連携の実情や互いの関係機関への思いや期待することを明らかにすることを目的としている。この理由は、いくら連携を強化する体制を作ったところでそれを実行するのは人であり、各機関の思いが相容れないことが課題の要因となっていると考えるからだ。これまでの文献ではアンケートや公表されているデータを基に考察を行っているものはあるが、現場の人間の考えや思いを含めて比較検討しているものは見当たらない。連携の実際や各機関の考えの違いを整理したうえで、課題を克服し、より機能的な連携を進めていく方法を考察していく。

研究の方法としては、平成28年11月から12月に、近畿圏内の小学校2校と児相の他、両機関と家庭・子どもに日常的に関わる機関として児童養護施設を調査対象とし、半構造化面接を実施した。どの機関も現状を熟知している管理職の方に聞き取りを行っている。

また児相に勤務する元中学校教員の方にも調査のご協力をいただいた。調査時間は1時間程度とし、聞き取りの際には質的な検討を行うため調査先の同意を得たうえでICレコーダーによる録音を行い、研究倫理に基づき調査対象者が特定されないよう配慮を行った。

半構造化面接の内容は調査先により多少の差異はあるものの、連携の流れや仕組みの確認や連携の課題(相手機関・自身の機関)について、を中心として聞き取りした。

第5章 研究の結果

第1項 小学校への聞き取り

小学校2校への調査を行い比較した結果、両者には児相との連携に関して明らかに異なる点が抽出された^{表1)}。両校とも日頃の連携については問題ないとの認識だったが、関係者の思いや機関の違いから動きづらさを感じているA校に対し、機能的な連携ができており何も問題はないとするB校との明らかな差が目立つ。

表1) A校とB校への聞き取り結果の比較表

	A校(連携に不安な部分がある)	B校(連携に問題はない)
相談窓口	・教頭	・養護教諭、生徒指導主任
連携の現状	・日頃の連携はうまくいっていると感じるが、いざ問題が起こった際に家庭との関係性を考えると慎重にならざるをえない。	・うまくいっていると感じる。
通告の基準	・状況によるが、慎重に行いたい。 ・家庭や子どもとの関わりを大切にしたい。	・疑いがあれば即通告する。 ・日本は通告をためらいがち。
児相に求めること	・事情があるのだろうが、もう少し早く対応してほしい。児相の構造や機能がいまいち把握しきれないため、共通理解を図りたい。	・自校としては特にない。 ・一般的な学校は児相の対応が遅いと感じるかもしれない。
学校の課題	・いざ問題が起こった際に家庭とどう折り合いをつけるかが難しい。 ・教職員から子どもの異変の情報が伝わらないことは避けたい(もっとできると感じる)。	・自校にはない。 ・一般的な学校の傾向として、学校内で多くのことをしようとして無理が生じていると感じる。
一時保護 児童の対応	・児相側からの連絡に従う。学校からはあまり動けない。	・自主的に児童の状況を確認し、プリント類を持っていくなどしている。

第2項 小学校聞き取りからの考察

日頃の連携に問題はないものの、その他の点での両校の対照的な意識の差はどこにあるのか。それはA校とB校の周りの地域や家庭の特色の差に関係があった。B校の地域の家庭は昔から貧困をはじめ、福祉機関とつなげなければならないケースが多かったという。そのため学校は家庭の経済面などで福祉機関や、子どもの生活環境において児相などの児童福祉機

関と日頃からつながり、関係を積み重ねてきた。このことが学校と福祉機関の積極的なつながりを強め、互いの構造や機能を熟知し、些細なことでも気兼ねなく聞きあえる関係を構築してきた。結果、互いの信頼関係が深まり、学校にできることと他機関に任せるべきことの役割を明確にした。連携の機能を最大限に活用できる環境にあるといえるだろう。この背景がB校が通告をためらわずに行える要因の一つだと考えられる。

一方でA校は家庭や子どもを関係機関につなげるケースはあまりないとのことだった。つまり連携についての意識は地域の差が大きく、連携することの多い地域では学校と福祉機関の両者が積極的に関わるが、連携の少ない地域では関わりが最小限なため、問題が起こった際の人的な摩擦が大きいと考えられる。さらには、福祉機関の積極性が低い場合、学校が福祉機関の役割も担おうとして負担が増し、課題が深刻化することもあると考えられる。

第3項 児童相談所への聞き取り

児相への聞き取りも学校と同じ流れで実施して表にまとめた^{表2)}。ここでは学校との連携をめぐり、認識や考え方にすれ違いが起こっていることが明らかになった。

表2) 児相への聞き取り結果表

通告について	・ 実は法的強制力はない。近年は警察からの通告があがっている。
連携の現状	・ 虐待対応時に学校からすぐに一時保護を求められることも多いが、児相は在宅での経過観察も含め長期的視点で見ていきたい。 ・ 学校側から児相の機能以上の期待をかけられると感じる。
学校に求めること	・ 家庭や子どもの姿を一番知っている学校が主体となり問題の解決ができればそれにこしたことはない。 ・ もっと家庭の力を信用してほしい。 ・ 一時保護中の子どもに会いに來たり学校の情報を伝えてあげてほしい。 ・ 増加している「孤立する家庭」をつなげる役割を期待している。
児相の課題	・ 職員の多忙でケースごとになかなか細やかな対応ができないこともある。

第4項 児相に勤務する元中学校教諭への聞き取り

平成26年度まで中学校教諭を務めて退職した後、平成27年度から児相の嘱託職員として勤務している方へ聞き取りを行った。ここでは勤務中学校での経験から、学校と児相の連携についてお話いただき、表にまとめた^{表3)}。学校側にも課題があるが、それ以上に児相職員の

専門性の低さや対応への姿勢を問題として挙げていた。

表 3) 児相に勤務する元中学校教諭への聞き取り結果表

連携の様子	・生徒指導部長をはじめとする学校内のコーディネーター役を中心に関係機関としっかり関係づくりを行って対応していたため、問題はなかった。だが、児相の対応が悪すぎる。中学校でも一般的に評判は悪かった。
児相の課題	・とにかく専門性が低い。何の資格も持っていない人間がしんどい家庭と子どもの対応をしている。それが虐待を見逃したりケースの悪化を招いている。 ・すぐに保護が必要な子どもが保護されない。必要な手続きが優先で、子どもの安全が守られていない。 ・子どもの処遇を決める立場の人間が、子どもの顔を見ないで一時保護所の指導員の観察記録だけで判断している。 ・休日や定時帰りを守ってばかりで子どものケースが進展しない。 ・学校側への説明や関わりが不十分である。
学校の課題	・しっかりしているところとそうでないところが分かれる。問題を起こす可能性の高い子どもの対応を渋り、受け入れたがらない場合も一定数ある。 ・学校は子どもを一時保護所に預けたらそれで放っておくケースが多い。
課題の改善に必要と考えること	・問題が起これば即解決する姿勢の学校とお役所仕事の児相との差が激しい。この部分を両者が意識して埋め合わせていかなければいけない。 ・児相側の専門性の低さと書類だけで子どもの処遇を決めるような、現場を見ないやり方を改めなければいけない。

第 5 項 児相聞き取りからの考察

児相と児相に勤務する元中学校教諭への聞き取りからは、学校の認識と児相の認識の違いが明らかになった。問題をすぐに解決したい学校と、長期的な視点で家庭の教育力を高めて自立させていきたい児相では、そもそも問題への認識が違うようだ。またすれ違いの例として、一時保護後の子どもへの対応がある。小学校への聞き取りで A 校は一時保護後は学校側からは子どもに働きかけできないとの認識だったが、児相としてはもっと関わってほしいという。子どもや家庭の情報は共有できても、互いが相手機関の求めることや考えを共有できていないことを表しているであろう。

また児相側の専門性の低さだが、これは児相の所属する福祉課の業務が多岐にわたり、時

期がくれば他部門に異動となるシステムや、職員の多くが非正規であるとのことから専門性の確保が難しいことなどが影響していると考えられる。

第6項 児童養護施設への聞き取り

児童養護施設はその性質上、家庭や学校、児相などと連携しながら子どもを養護していく。そのため、児童養護施設から見える学校と児相の様子をうかがい、表にまとめた^{表4)}。ここでも児相の課題として専門性への疑問が挙がった。また、学校側にも倫理に関する問題や情報の蓄積が断続的なことが児童養護施設の不信感を招いている場合があることも分かった。

表4) 児童養護施設への聞き取り結果表

連携の現状	・ 情報共有はうまくいっている。年に数回、学校、児相、教育委員会との4者で会議を開き、情報共有を行う。
児相への 思い	・ 職員の専門性に疑問。子どもに関する資格をもっていない場合が多く、対応に不満。 ・ 児相のケースワーカーは1人で100件以上のケースを抱え、しかも数年で異動になる。ケース毎の対応が浅く感じ、結果として子どもにしわ寄せがいく。
学校への 思い	・ 学校を信用して伝えた情報が外部へ漏れていることがあり、不信感がある。 ・ 校長が変わる度に子どもの情報の伝えなおしとなることも不満。 ・ 施設としては子どもに「子どもらしい成長」を願っており、そうした施設の思いも知っておいてほしい。
児童養護 施設の課題	・ 職員の教育力のばらつきがある。 ・ 勤務システム上職員間の報連相が難しく、子どもの生活がぶつ切りになりがち。

第7項 児童養護施設聞き取りからの考察

児童養護施設でも児相への専門性を課題とする声が挙がった。これは児相のシステムが改善されない限り解消が難しいことでもあるが、一方で学校側にも子どもの個人情報や教員のふとした会話から外部へ流出してしまったり、情報の蓄積がいまいちうまくいっていない現状があり、こうしたことが子どもを守るために連携をためらわせる一因となっている可能性がある。またこのほかにも児童養護施設は子どもの成長を願い地域との積極的に関わろうとして活動しているため、こうした施設の思いを理解してほしいという思いを学校側がくみ取ることが重要であろう。

第4章 まとめにかえて

第1節 聞き取りから見える連携の現状

連携の現状をまとめると、現在の連携の強みと課題が見えてきた。

強みとしては、法律で定められている「日頃の連携」と通告の体制がしっかり作られていることだ。対策部会や窓口を設け、基準に則った体制を整えているため、家庭児童相談室等が把握する要保護児童の情報把握がしっかりなされており、家庭から相談が持ち寄られた場合にスムーズに関係機関へつなげることができる。また通告の基準も明確化されており子どもの利益を最優先に考え、法律を根拠に通告する基盤が整っている。

課題点として特に挙げられるのはまず連携の機能を活用しきれていないことである。連携は普段の他機関との事務的な情報共有だけでなく、問題が起こった際に迅速に子どもや家庭をつなげられるか、が問題である。連携の機能を最大限活用するためには普段の情報共有に加え、互いに一步踏み込んだ関わりが必要であろう。このことは今回の調査先である小学校B校が良い例といえる。

また児相職員の専門性の低さや学校との認識の違いも連携を行う上で課題となる。この点についてはやはり児相のシステムの問題なので他機関にできることは少ないかもしれないが、学校として関わる場合このことを認識し、補う意識が必要になるであろう。

第2節 学校に求められる役割

研究の結果、見えてきた連携の現状を踏まえて、学校に求められる役割や意識すべきことを3点挙げたい。

① 通告の義務を優先する

まず学校は子どもに虐待の疑いがあれば法律に則り迷わず通告する機関である必要があるだろう。家庭との関係でのリスクがまず浮かぶが、通告は匿名でも行えるため、わざわざ学校が通告したと伝える必要はなく、その場合学校と家庭の関係への影響はないと考えられるであろう。学校が家庭と他機関とのパイプ役として機能を果たし、子どもに対しては学力や基本的な生活習慣を身に付けさせる形で支援を行うという意識が必要であろう。

② 家庭や地域への情報提供

次に家庭とつながり、情報を提供する立場であることだ。児童虐待は複雑な社会問題が家庭に重くのしかかることで発生しやすいため、家庭へ教育相談に関する情報を発信し、児童虐待の知識を深める場の設定が有効と考える。例えば児童虐待の現状をよく知る他機関の方

に学校で講演してもらえば一定の効果が期待できる。もし PTA や自治会などが主体的に学ぶ場を設定できれば地域全体の意識を高めることができる。

③児相の機能・構造の理解

最後に児相の機能と構造を把握することだ。これができれば学校にできることと児相だからできることを理解でき、役割の明確化が図れる。学校の強みは自校の子どもと家庭の状況把握が深く、実践的な対応ができる点である。ただし家庭に介入する権限はないため、こうしたところで児相と役割分担する意識が必要であろう。

そして児相の機能や構造を理解するために、児相の職員にお話をうかがう機会を設けるなどして積極的にアプローチすることも大切であろう。こうした働きかけが児相をはじめとする関係機関の課題を埋め、より機能的で円滑な連携につながると考察する。

第3節 学校と児相の理想の連携

学校と児相の連携には、地域や家庭の特色からくるニーズが大きく影響していることで、学校毎の意識差があることが分かった。そこから学校に求められると考えられる役割は前節で示した通りだ。しかし連携を考える時、その機能を有効に使えていない場合がある。それは情報共有はできているものの、それのみにとどまり、互いの意思の疎通まではできていないためだと考えられる。

意思疎通ができていないと、実際に問題が起こった際に互いの意見が食い違い、そこで摩擦が生じることが、児相に勤務する元中学校教諭への聞き取りから分かる。連携の機能を有効に引き出すためには情報共有だけでなく、関係機関の人間が何を求めているのかを日頃から把握し、役割を明確化して補い合う連携を心がける意識^{図4)}が重要であろう。

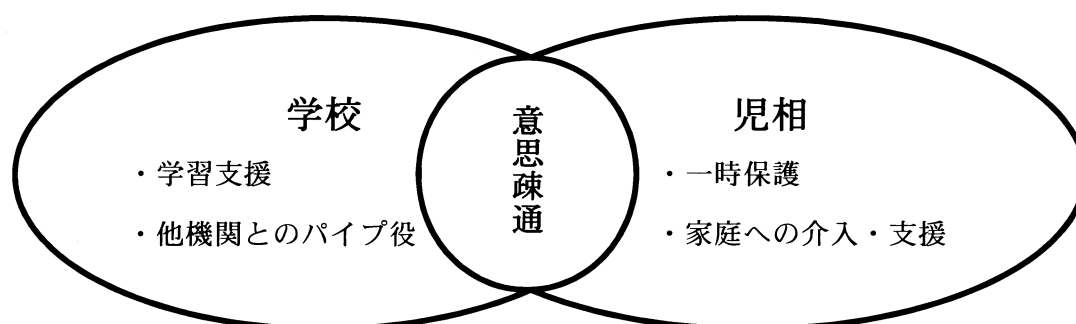


図4) 連携の機能を有効に使うための概念図

7. おわりに

調査研究をして、連携の体制は整えられているが、仮説の通り課題は学校だけでなく児相にも存在することが明らかになった。また連携を実行する人間の思いや関わりが重要なポイントとなっていることが分かった。ただしやはり難しいのは学校と児相が良好な関係を保つという点だ。今回の聞き取り先 B 校のように地域や家庭の特色で児相とのつながりが強い場合には容易かもしれないが、A 校のようにあまり家庭と関係機関をつなげるケースがない場合は難しい。そのためどこから児相に任せるべきかの判断が難しく、問題を抱え込んで学校と家庭・子どもがしんどくなりがちである。文言として連携が強調・明確化されていても、学校により、そのまま適用しづらいケースがあるのかもしれない。

また、本研究では調査対象者が限られていることや、家庭の思い、学校と児相をつなぐ家庭児童相談室やスクールソーシャルワーカーなどの機関の視点が抜けていることが課題であり、あわせて今後も研究の必要があるだろう。また学校現場と児相現場の大きな共通課題として、「多忙」が挙げられる。今回考察した内容を実際に意識して行動する余裕があるかは不透明である。多忙な現場でも通用する具体的手だてについても考える必要があるだろう。

注釈・参考・引用文献

- 1) 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。
- 2) 児童虐待の防止を目的として制定された法律。
- 3) 相模原市『児童虐待ってなんだろう？』（2017 年 2 月 1 日閲覧）
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sodan/kodomo/gyakutai/003396.html>
- 4) 野村知二 (2003) 『児童虐待の構築』世界思想社 60 頁
- 5) 同上 76 頁
- 6) 圓入智仁 (2013) 『子どもの虐待と新しい学校－新しい教育福祉論－』權歌書房 17 頁
- 7) 厚生労働省『「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について』（2017 年 2 月 1 日閲覧）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/131028-01.html
- 8) 蓮尾直美ほか (2012) 『学校組織における被虐待児の発見・対応と社会科をめぐる教師役割の再規定 (2)－学校・児童相談所・児童福祉施設による連携の実際を手がかりに－』三重大学教育学部付属教育実践総合センター紀要 2012 第 32 号 23－27 頁